

契約書

(介護予防支援等の目的及び内容)

第1条 事業者は、介護保険法等の関係法令に従い、利用者に対し、要介護状態の予防と、可能な限り居宅において自立した日常生活を営み続けるために利用者の選択に基づいて必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう、ケアプランを作成します。

2 事業者は、当該ケアプランに基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供します。

(契約の有効期間)

第2条 この契約の有効期間は、 年 月 日から1年間とします。ただし、有効期間満了日までに、利用者からの意思表示がない場合は、この契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

(利用者の解約等)

第3条 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

(事業者の解約等)

第4条 事業者は、利用者が指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業(以下「指定介護予防支援等」といいます。)を必要としない程度に回復したと判断した場合又はやむを得ない事情が発生した場合は、利用者に対して、1か月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

2 事業者は、利用者、利用者の家族及び後見人等の著しい背信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

(契約の終了)

第5条 利用者が医療施設等に入院(所)し、又は要支援認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスの利用が困難となった場合には、この契約は終了するものとします。この場合には、事業者は利用者に対し速やかにその旨を通知するものとします。

2 事業者は、この契約が終了する場合で、必要があると認められるときは、利

利用者が指定する居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者及び地域包括支援センター、並びに医療機関等の関係機関への関係記録の写しの引き継ぎ等の調整を行うものとします。

(裁判管轄)

第6条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

(介護予防支援等の担当者)

第7条 事業者は、指定介護予防支援等の担当者を選任し、適切な指定介護予防支援等の提供に努めます。

2 事業者は、前項の担当者を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行い、事業者側の事情により担当者を変更する場合には、あらかじめ利用者に連絡します。

3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

(指定居宅介護支援事業者による指定介護予防支援等)

第8条 利用者が、指定居宅介護支援事業者による指定介護予防支援等を希望される場合は、申込みの際に事業者に申し出ることとします。

2 事業者は、利用者から前項の希望が出された場合は、手続き等について説明及び情報提供するとともに、当該指定居宅介護支援事業者や関係機関と調整を図ります。

3 利用者は、ケアプラン作成等の指定居宅介護支援事業者の業務に積極的に協力することとします。

4 指定居宅介護支援事業者は、本契約の趣旨を尊重して、指定介護予防支援等の業務に従事することとします。

5 事業者は、指定居宅介護支援事業者が提供した指定介護予防支援等に関する最終責任を負うものとします。

(指定介護予防支援等の記録等)

第9条 事業者は、利用者との合意のもとでケアプランを作成して、利用者にその写しを交付します。

2 事業者は、定期的に、ケアプランに記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果を経過記録等の書面に記載するとともに、ケアプランの変更が生ずる場合は、必要に応じてケアプランを追記・修正し、利用者

説明のうえ、その写しを交付します。

- 3 事業者は、経過記録等の書面を作成した後2年間これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又はその写しを交付します。

(ケアプランの変更等)

第10条 事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合には、速やかに自立した日常生活に向けての検討を行い、必要に応じてその変更に向けた手続きをするとともに、これに基づき介護予防サービス等が円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。

- 2 事業者は、利用者がケアプランの範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。
- 3 前項までの規定は、初回のみケアマネジメントを実施する場合には適用しません。

(苦情対応)

第11条 利用者は、提供された指定介護予防支援等に関して苦情がある場合又は事業者が作成したケアプランに基づいて提供された介護予防サービス等に苦情がある場合には、事業者、市町村に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。また、国民健康保険団体連合会に対しても、指定介護予防支援等に関する苦情を申し出ることができます。

- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、指定介護予防支援等の実施に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

- 2 事業者は、指定介護予防支援等の実施に際して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者に帰責事由が認められないときは、この限りではありません。

(契約外の事項)

第13条 この契約、介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令等の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

上記のとおり、介護予防支援等の契約を締結します。

年 月 日

利用者

| | |
|-----|---|
| 住 所 | |
| 氏 名 | ⑩ |

上記代理人（代理人を選任した場合）

| | |
|-----|---|
| 住 所 | |
| 氏 名 | ⑩ |

事業者

| | |
|-----|-------------------|
| 所在地 | 流山市こうのす台 634 番地 1 |
| 名 称 | 社会福祉法人流山あけぼの会 |
| 代表者 | 理事長 國吉 昇 |
| 管理者 | 崎尾 直子 ⑩ |

備考 当該契約締結行為について、代表者から管理者にその権限が委任されています。